

## 国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、中国地方整備局では委託した港湾施設の管理状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化を図られるよう努めているところです。

平成23年度以降に中国地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

(別 添)

○港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

## 港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先  
 港湾空港部 港湾管理課  
 港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先  
 082-511-3904  
 082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和4年度 実地監査分	水島港	岡山県	荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
	宇部港	山口県	第二突堤東側物揚場 第二突堤東側岸壁 第二突堤西側岸壁 第二突堤西側物揚場	現状が異なる用途で管理されている。 原状変更等の手続きに不備がある。	当局へ協議のうえ指定した用途への是正又は利用計画の見直し	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：H29年度（施設の利用範囲の見直し）
			第二突堤南側物揚場	エプロンの一部に破損箇所がある。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※立入防止のバリケードを設置し、 当面の安全対策は措置済み
			第二突堤荷さばき地	現状が異なる用途で管理されている。	当局へ協議のうえ指定した用途への是正又は利用計画の見直し	未処理：R5年度以降処理予定
			本港地区芝中岸壁（-7.5m）	防舷材本体の欠落が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定
令和3年度 実地監査分	呉港	呉市	川原石物揚場 宝町埠頭-4.5m岸壁（その2）	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定
			宝町岸壁	防舷材本体の欠損が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定
			宝町A護岸 宝町B護岸 宝町C護岸	護岸水叩き部に沈下等が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※フェンス等による立入禁止措置済み
			宝町岸壁 宝町道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止又は適正使用への是正 及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			宝町船揚場	施設本体の損傷が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※フェンス等による立入禁止措置済み
			市営倉庫前棧橋	施設本体の損傷が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※フェンス等による立入禁止措置済み

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和2年度 実地監査分	田後港	鳥取県	船揚場敷	船揚場敷の一部が原状変更（物揚場形状）されており、背後には、港湾施設本来の用途以外で使用する上屋設置を承認し、使用料を徴収している。	用途変更	未処理：R5年度以降処理予定
	水島港	岡山県	荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			物揚場敷 荷さばき地	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			臨港道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定
			物揚場（-3.6m）	防舷材の一部に金具の緩みや亀裂等が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定
	呉港	呉市	広地区-4.5m岸壁 広地区-5.5m岸壁	施設に荷役機械が設置され、一部占有的に使用されている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			広地区荷さばき地 多賀谷町南護岸	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			駿河防波堤	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定 (R3.10 一部手続実施)
			寿船だまり護岸	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は用途変更	未処理：R5年度以降処理予定
			寿町物揚場	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			寿町荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は用途変更	未処理：R5年度以降処理予定
	令和元年度 実地監査分	浜田港	島根県	荷捌地敷	荷捌きの用途に関係のない建物が建設されている。	用途廃止
広島港		広島県	西防波堤	他目的使用承認期間終了後も原状回復されることなく工作物が設置されたままとなっている。さらに工作物設置者以外の者により船舶が係留されている。	原状回復及び他の係留施設への移動	未処理：R5年度以降処理予定
宇部港		山口県	第二突堤東側物揚場 第二突堤東側岸壁 第二突堤西側岸壁 第二突堤西側物揚場	現状が異なる用途で管理されている。 原状変更等の手続きに不備がある。	当局へ協議のうえ指定した用途への是正又は利用計画の見直し	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：H29年度（施設の利用範囲の見直し）
			第二突堤南側物揚場	エプロンの一部に破損箇所がある。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※立入防止のバリケードを設置し、 当面の安全対策は措置済み
			第二突堤荷さばき地	現状が異なる用途で管理されており、また荷捌地の用途に相応しくない工作物の設置を許可している。	工作物の撤去又は利用計画の見直し	未処理：R5年度以降処理予定
			本港地区芝中岸壁（-7.5m）	防舷材本体の欠落が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
平成30年度 実地監査分	水島港	岡山県	荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			物揚場敷 荷さばき地	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			臨港道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定
			物揚場 (-3.6m)	防舷材の一部に金具の緩みや亀裂等が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定
	岩国港	山口県	装束地区荷さばき地 装束地区臨港道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：H31.3（仮設物設置にかかる 所要手続きの一部実施）
平成29年度 実地監査分	呉港	呉市	川原石物揚場 宝町埠頭-4.5m岸壁(その2)	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定
			宝町岸壁	防舷材本体の欠損が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定
			宝町A護岸 宝町B護岸 宝町C護岸	護岸水叩き部に沈下等が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※フェンス等による立入禁止措置済み
			宝町岸壁 宝町道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止又は適正使用への是正 及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			宝町船揚場	施設本体の損傷が見られる。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※フェンス等による立入禁止措置済み
平成28年度 実地監査分	水島港	岡山県	荷さばき地 臨港道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止、用途変更又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定
			物揚場 (-2.6m)	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
	呉港	呉市	広地区-4.5m岸壁 広地区-5.5m岸壁	施設に荷役機械が設置され、一部占有的に使用されている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：H30.6/R1.5（広地区-4.5m岸壁の 所要手続きの一部実施）
			広地区荷さばき地 多賀谷町南護岸	施設の本来用途と異なった利用がされている。 施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	用途廃止、用途変更又は適正使用への是正及び所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：R3.3（広地区荷さばき地の 所要手続きの一部実施）
			駿河防波堤	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			寿船だまり護岸	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は用途変更	未処理：R5年度以降処理予定
			寿町物揚場	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きの不備。	所要手続きの実施	未処理：R5年度以降処理予定
			寿町荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。	用途廃止又は用途変更	未処理：R5年度以降処理予定
	宇部港	山口県	第二突堤南側物揚場	エプロンの一部に破損箇所がある。	補修の実施	未処理：R5年度以降処理予定 ※立入防止のバリケードを設置し、 当面の安全対策は措置済み

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
平成27年度 実地監査分	広島港	広島県	第2岸壁	エプロンのコンクリートに、多数のひび割れがある。	補修等の実施	処理済：R4.11
			臨港道路	舗装にひび割れがある。	補修等の実施	未処理：R5年度以降処理予定
			西防波堤	他目的使用承認期間終了後も原状回復されることなく工作物が設置されたままとなっている。さらに工作物設置者以外の者により船舶が係留されている。	原状回復及び他の係留施設への移動	未処理：R5年度以降処理予定
			第3岸壁	車止めに機能上支障となる損傷、変形がある。	応急対策等の実施	未処理：R5年度以降処理予定
			廿日市地区けい船杭	防舷材の本体に欠落、永久変形が見られる。はしごの欠損、腐食が著しく、使用上危険である。上部工のコンクリートに係船岸の性能を損なう損傷がある。	今後の利用状況も踏まえた必要な対策の実施	未処理：R5年度以降処理予定
	岩国港	山口県	装束地区荷さばき地 装束地区臨港道路敷	現状が本来と異なる用途で管理、使用されている。	用途廃止又は適正使用への是正	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：H31.3（仮設物設置にかかる 所要手続きの一部実施）
平成26年度 実地監査分	浜田港	島根県	荷捌地敷	荷捌きの用途に関係のない建物が建設されている。	用途廃止	未処理：R5年度以降処理予定
平成25年度 実地監査分	宇部港	山口県	第二突堤東側物揚場 第二突堤東側岸壁 第二突堤西側岸壁 第二突堤西側荷さばき地 第二突堤西側物揚場	現状が異なる用途で管理されている。 原状変更等の手続きに不備がある。	当局へ協議のうえ指定した用途への是正又は利用計画の見直し	未処理：R5年度以降処理予定 処理済：H29年度（施設の利用範囲の 見直し）
			第二突堤荷さばき地	現状が異なる用途で管理されており、また荷捌地の用途に相応しくない 工作物の設置を許可している。	工作物の撤去又は利用計画の見直し	未処理：R5年度以降処理予定
	呉港	呉市	駿河防波堤	防波堤に放置艇等が係留されているため、防波堤を損傷させる恐れがある。	放置艇対策の実施	未処理：R5年度以降処理予定
平成24年度 実地監査分	呉港	呉市	宝町B護岸 宝町B護岸敷	水叩工は吸い出しを受けており逆勾配で、沈下が確認出来る。本体工は 施設全体の老朽化が確認できる。	陥没箇所の立入防止等応急対策 及び施設の重要度を踏まえた計 画的な対策	未処理：R5年度以降処理予定 ※フェンス等による立入禁止措置済 み